

平成29年2月8日

1. 産業廃棄物の基礎

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会

1

1 廃棄物とは何か(定義)

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状(放射性廃棄物を除く)「**廃棄物処理法**第2条第1項)」

廃棄物とは、占有者自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常**の**取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思などを総合的に勘案して判断する。

「行政処分の指針」(H25. 3環境省通知)

2

2 全国総排出量と大阪府排出量・処理量

		全国総排出量	大阪府
事業系	産業廃棄物	H25; 3億8464.2千万t 汚泥43%、 動物の糞尿22%、 がれき類16%、 3品目で約81% 再生利用量: 2億t(約52%)	H26; 1,518万t 汚泥 70% がれき類 17% 2品目で、約87% 再生利用量482万t(約47%)
	事業系一般廃棄物	H25; 4,487万t (ピーク平成12: 5483万t) 事業系 1312万t(29.2%)	H25; 3,29.9万t (ピーク平成8: 465.6万t) 事業系ごみ135.5万t
家庭系	一般廃棄物 <small>し尿・生活雑排水除く</small>	生活系 3,175万t(約70.8%) 集団回収258万t リサイクル率 20.6%	生活系 194.4万t 集団回収23万t 資源化量43.8万トン リサイクル率 13.3%

3

適正区分・適正処理

☆大阪市の例(事業系ごみ適正処理ハンドブックより)



出典: 事業系ごみ適正処理ハンドブック(大阪市)

4

3 廃棄物の基本区分と概要(処理責任・品目)

廃棄物処理法上の区分	英訳	処理責任 費用負担	地方自治法上 での区分	種類・品目等
(特別管理) 産業廃棄物 (事業系)	industrial wastes 産業 工業系の	排出事業者 事務所、商店、 飲食店、工場、 ホテル、 病院、 社会福祉施設、 官公庁、学校 P.P.P	法定受託 事務 国：助言・勧告、 資料の提出要求、 是正の指示、 代執行等	①燃え殻、②汚泥、③廃油、 ④廃酸、⑤廃アルカリ、 ⑥廃プラスチック、 ⑦ゴムくず、⑧金属くず、 ⑨ガラス・コンクリート・陶磁 器くず、 ⑩鉱さい、⑪がれき類、 ⑫ばいじん、 ⑬紙くず、⑭木くず、 ⑮繊維くず、⑯動植物性残さ、 ⑰動物系固形不要物、 ⑱動物のふん尿、 ⑲動物の死体
(特別管理) 一般廃棄物	(特別管理) 事業系 municipal (solid) wastes 家庭系 し尿 生活雑排水 除く 地方自治体の (固形状) 廃棄物	市町村 処理計画 排出事業者 応分の負担 市町村 処理計画 市町村税	自治事務 国：助言・勧告、 資料の提出要求、 是正の要求、 協議まで	●業者収集ごみ ●普通ごみ・粗大ごみ・資源、 容器包装、その他 ●持込ごみ ※1. 適正処理困難物 ※2. アパート・マンション

5

参考：廃棄物収集運搬機材の主な例

産業廃棄物

- タンクローリー車(ケミカルローリー)
- 清掃車(超強力吸引車:企業系汚泥、建設汚泥、ピット清掃等)
- タンク車(バキュームダンパー)
- ダンプ車(水密式ベッセル車、軟弱泥土など)
- ダンプ車(通常、建設系)
- ウイング車両・平ボディ車(ドラム缶・フレコンバッグ用)
- コンテナ車両
- 2トントラック(少量廃棄物)

一般廃棄物

- パッカー車(中型・小型)、ロータリードラム
- 小型四輪車(土砂禁)、ダンプ車(土砂禁)
- 軽四輪車

6

4 廃棄物処理の費用負担、特徴・課題等(災害廃棄物は除く)

		費用負担	特徴・課題等
事業系	産業廃棄物	排出事業者責任 処理責任(P.P.P) 委託基準の順守 管理票(マニ)交付義務 最終処分までの注意義務 産廃処理(許可)業者 市場原理・競争 料金上下限なし、 ※機材・処理施設に多額の 設備投資	不法投棄(建設系関連93%) 産廃紛争列島、静脈産業、ダンピング 悪質が良貨を駆逐する 健全化のための国の施策 1. 排出者責任の強化 2. 処理業者への規制強化 法の施行の徹底及び情報の公開 3. 優良産廃処理業者認定制度 資源化・再生利用の促進
	事業系 一般廃棄物	排出事業者責任 条例:収集・処分料金 ※市町村焼却施設等に搬入	H3~8年ピーク時から半減以下 夜間・早朝収集 分別収集の徹底化(資源化) 受入施設水際対策の実施
家庭系	一般廃棄物 (し尿・生活雑 排水除く)	市町村による処理 市民税、I交付金、 国の補助金等 一部受益者負担	分別収集の徹底化(資源化) 委託化の傾向(全国的)

9

5 事業の範囲(許可証に記載)

◎委託契約書添付書類:産業廃棄物処理業の許可証の写し

1 産廃の収集・運搬を委託する場合の許可の事業区分・・・(特別管理)産業廃棄物収集運搬業

- ① 積込む場所と荷卸しする場所の**許可証に記載**の事業区分
積替又は保管
- ② 取扱う産業廃棄物の種類

2 産廃の処分を委託する場合の許可の事業区分 ・・・(特別管理)産業廃棄物処分量

- ① 許可の事業区分: **焼却・脱水・破碎・選別・中和・選別**
安定型・管理型・遮断型埋立等
- ② 取扱う産業廃棄物の種類

10

5 大阪府下の廃棄物処理 収集運搬・処分

		収集運搬	処分
事業系	産業廃棄物	原則: 排出事業者 委託: 収集運搬許可業者 最終処分許可業者 (都道府県・政令市・中核都市: 積替・保管) [法定事項] 1. 二者間契約(書面) 2. マニフェスト(紙・電子) 3. 帳簿	原則: 排出事業者 委託: 中間処理許可業者 最終処分許可業者 (都道府県・政令市・中核都市) ※フェニックス(大阪湾広域臨海海面処分場4カ所) [法定事項] 1. 二者間契約(書面) 2. マニフェスト(紙・電子) 3. 帳簿
	事業系一般廃棄物	許可業者 即日収集 毎日・定日収集	市町村等の焼却施設等 総工事費(用地別) 大阪市[6]約2088億円 堺市[3]約410億円 東大阪市[2⇒1]約150億円 豊中市[1]約205億円、他 ※フェニックス 総工事費約3000億円
家庭系	一般廃棄物	直営・委託 即日・定曜日収集 口頭申告	

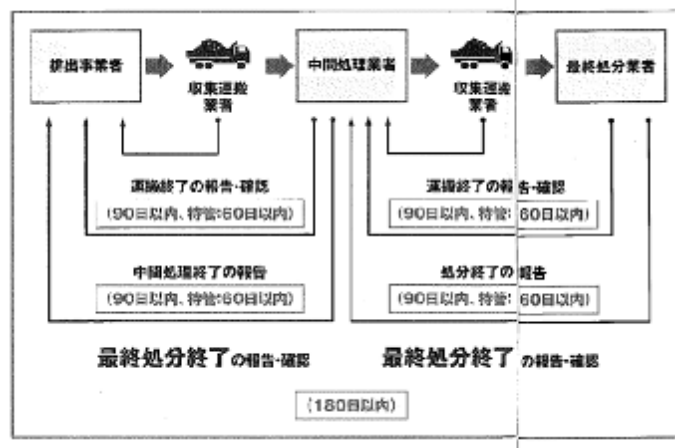
11

6 マニフェスト制度の目的

委託契約書どおりに引き渡され適正な処理を確保するための確認を目的

産業廃棄物の行先を管理し、不法投棄を未然防止

※紙マニフェストと電子マニフェストから選択



12

出典: 電子マニフェストシステムガイドブック (公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)

紙マニフェスト(法で定める様式)

産 業 廃 棄 物 運 送 票					
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付種別	氏名	
事 業 者	氏名又は名称	種別	名称	名称	
	住所		所在地	所在地	
産業廃棄物	種類	数量	単位	単位	
	管理種別	管理種別			
産業廃棄物の	管理種別				
運送業者	氏名又は名称	運送業者	名称	名称	
運送業者	住所	運送業者	所在地	所在地	
処分受託者	氏名又は名称	種別	所在地	所在地	
処分受託者	住所	種別	所在地	所在地	
運送の委託	(委託者の氏名又は名称)	運送完了年月日	平成 年 月 日	産業廃棄物数量	
運送の委託	(運送業者の氏名)	交付完了年月日	平成 年 月 日	産業廃棄物数量	
運送の委託	(委託者の氏名又は名称)	交付完了年月日	平成 年 月 日	産業廃棄物数量	
運送の委託	(委託業者の氏名)	交付完了年月日	平成 年 月 日	産業廃棄物数量	
運送業者が行った場所	所在地				

(印字上の注意)

1. 本表は縦向きに印刷し、縦向きに保管すること。印字の大きさは、縦向きに印刷した場合、縦向きに印刷すること。
2. 本表は縦向きに印刷すること。
3. 「数量」及び「産業廃棄物数量」の欄は、数量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「数量」の欄は、ノリ、ドット、ホリ、等、具体的な数量を記載すること。
5. 数量又は体積を単位とした産業廃棄物の名称は、「数量」の欄にその数量、単位を記載すること。

(注1) 運送業者は、本表の「運送業者」欄に「運送業者」の氏名又は名称を記載し、かつ「数量」の欄にその数量、単位を記載すること。

(注2) 数量又は体積を単位とした産業廃棄物の名称は、「数量」の欄にその数量、単位を記載すること。

◆図3.1 産業廃棄物管理票 様式第2号の15 (施行規則第8条の21関係)

出典: 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト(公益社団法人全国産業廃棄物連合会)

13

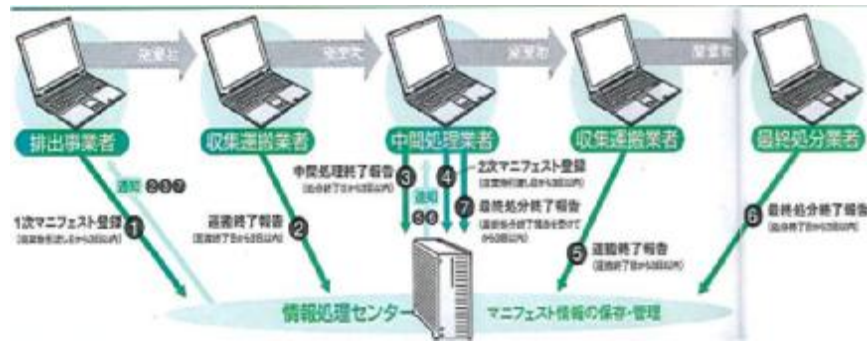
マニフェスト(全国産業廃棄物連合会)

1. 7枚複写
2. 名称覧等
3. 通し番号
4. 照合確認

出典: 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト(公益社団法人全国産業廃棄物連合会)

14

電子マニフェスト



出典: 電子マニフェストシステムガイドブック (公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)